

# 資料提供

提供年月日	令和6年3月25日
担当部課名	市民協働部人権施策推進課
担当部署名	人権施策推進係
担当者名	前嶌、大西
連絡先	65-6560

# 「長浜市パートナーシップ宣誓制度」の開始について

長浜市では、人権が尊重されるまち長浜をつくる条例の理念に基づき、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現をめざしています。

このたび、多様な性のあり方に対する理解促進の一環として、性的マイノリティ(LGBTQ)の人たちの日常の生きづらさを軽減し、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、「長浜市パートナーシップ宣誓制度」を策定し、令和6年4月1日から受付を開始します。

記

### 1. パートナーシップ宣誓制度とは

戸籍上の性別にとらわれず、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、日常生活においてお互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的に共同生活を行っている、又は継続的に共同生活を行う約束をした関係であることを宣誓した事実に対して、市が証明する制度です。

婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありませんが、宣誓された 二人のパートナーとしての思いを尊重するものです。

市が交付する受領証等を提示することで受けられるサービスがあります。

#### 2. 宣誓手続きの大まかな流れ

- ① 宣誓者は事前に、市人権施策推進課に宣誓する日時の予約をする
- ② 二人が来庁し、宣誓書類を提出し、宣誓する
- ③ 市は、宣誓書の受領証等を即日交付する

## 3. 受領証等の提示により利用可能となるサービス

- ▶ 行政サービス
- ・住民票の続柄記載 ・市営墓地使用権の継承 ・犯罪被害者等見舞金の支給
- ・患者のカルテの開示請求・火災による罹災証明書の交付・・救急搬送証明書の交付

- ・防火管理者修了証明書の交付 ※随時、市のホームページにて公表していきます。
- ▶ 民間サービスの例(ホームページ上で確認できるものを掲載しています)
- ・携帯電話会社の家族割の利用 ・金融機関における住宅ローンの連帯保証人
- ・生命保険会社の保険金受取人に指定 など ※今後、利用可能なサービスが増えるよう制度の趣旨を周知していきます。
- 4. 周知・啓発について

令和6年3月 市ホームページに制度について公表

3月 市内事業所に周知(郵便、メール、戸別訪問等により)

4月~ 啓発チラシの設置、出前講座及び SNS での周知・啓発など

5月 R6年度第1回じんけん連続講座(性的マイノリティの人権)

日時:令和6年5月12日(日) 時間は調整中

場所:南郷里まちづくりセンター

講師:(NPO法人)にじいろ Biwako

内容:市民向け講演会・ワークショップ等の開催 (詳細は未定)

5. 問合せ先 長浜市市民協働部 人権施策推進課

電話:0749-65-6560 FAX0749-65-6571 Email:jinken@city.nagahama.lg.jp

6. 参考

#### 【用語の定義】

性的マイノリティ 性的少数者(LGBTQなど)の総称

性自認が出生時に判定された性と一致しない方又は性的指向が異性に限らない方のことをいう

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係のことをいう

パートナーシップにある二人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう